

## アメリカ刑事法の調査研究 (143)

米 国 刑 事 法 研 究 会  
(代表 椎 橋 隆 幸)\*

REHBERG v. PAULK  
566 U. S. \_\_; 132 S. Ct. 1497 (2012)

篠 原 亘\*\*

大陪審手続での捜査官の虚偽の証言を請求原因とする、合衆国法典42編1983条に基づく損害賠償請求訴訟で、捜査官に公判で証言をする証人と同様の絶対的免責があるとされた事例。

### 《事実の概要》

申請人 Charles Rehberg は、公認会計士であるが、ジョージア州 Albany の病院の経営者を含む複数の者に匿名のファックスを送信し、当院の経営及び活動を批判したことを契機として捜査対象となり、同病院の医師の自宅に不法に侵入し当人に暴行などを理由に、加重暴行 (aggravated assault)、侵入盗 (burglary)、迷惑電話 (harassing telephone call) の架電などの訴因で大陪審起訴された。被申請人 James Paulk は地元の地方検察局 (district attorney's office) の主席捜査官であり、Rehberg を被疑者とする捜査を担当し、大陪審手続では証人として証言した。

---

\* 所員・中央大学法科大学院教授

\*\* 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

公判で Rehberg は、公訴提起を正当とするに足る証拠の十分性を争い、結局、Rehberg に対する大陪審起訴は、公訴棄却 (dismissal) となった。

その後、Rehberg は二度大陪審起訴され、結局、公訴棄却となったが、そのどちらの大陪審手続においても Paulk は証人として証言をしていた。

Rehberg は、Paulk が大陪審で偽証することを共謀し、事実偽証したとして、合衆国法典 42編 1983条に基づき、Paulk を被告として、公務員による不法行為を原因とする損害賠償請求の訴えを提起した。これに対して Paulk は、自身には大陪審での証言につき絶対的な免責が与えられると主張して、請求棄却を申し立てた。合衆国 District Court は、Paulk による請求棄却の申立てを却けたが、第11巡回区 Court of Appeals は、被申請人は大陪審での証言を原因とする1983条上の損害賠償請求から絶対的に免責されると判示し、District Court の判断を破棄した。

大陪審手続におけるいわゆる “complaining witness” への絶対的免責付与の当否に関して、Court of Appeals 間に判断の対立があり、これを解決するために合衆国最高裁判所によりサーシオレイライが認容された。

## 《判旨・法廷意見》

### 1. Alito 裁判官執筆の法廷意見 (全員一致)

#### 原判断確認

1983条は、1871年の Civil Rights Act (基本権法) 1条に由来するものであり、合衆国の「憲法と法が保障する権利、特権、免責」を侵害された場合に、その権利、特権、免責の回復を求める (vindicate) 救済請求権を定め、「州法上の権限行使として (under color of state law) 他人の憲法上の権利を奪う者は何人も、侵害を受けた者に対して損害賠償請求訴訟においてその責めを負う」と規定する。

当裁判所は長年、1983条が、一般不法行為法とコモンローにおける免責についての考え方から急激に離れようとしたものではないと理解してきた。このような解釈は、これまでに何度も確認されてきており、1983条の法理論・法実務として確立したものとなっている。当裁判所は、連邦議会

が1983条をコモンローの原理に照らして解釈されるべきと意図していたと理解し、さらに、当裁判所には自身の政策判断のみに基づいて免責を認める権限はないとの前提に立って、公務員の不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟において付与され得る免責の範囲を判断する際には、コモンローをその指針とし、いわゆる「機能的アプローチ (functional approach)」を用いてきた。このアプローチは、免責付与の可否を判断するに当たり、政府の機能の中で、歴史上、極めて重要ではあるが訴訟を用いての干渉に対して著しく脆弱であると認められ、それらの機能が「独立して結果を恐れずに」果たされることを保証するためには、非刑事 (civil) 上の責任から何らかの形で絶対的に免責されることが必要であるとされてきたものを、コモンローを参照して特定しようというものである。

この機能的アプローチは、コモンローにおいて絶対的免責を付与して保護すべき機能を識別する際に用いられた方法と深く結びついているが、当裁判所の先例は、コモンローで認められた絶対的免責の範囲を機械的になぞってきたわけではない。

1871年に Civil Right Act が制定された当時、刑事事件では、私人訴追が一般的であり、被疑者の逮捕や被告人の訴追に至らしめた者が悪意で相当理由を欠いていた (with malice and without probable cause) 場合には、悪意の訴追を行ったことについて損害賠償の責めを負うとされていた。とはいえ、Civil Right Act 制定から数十年の間に、徐々に訴追を行う役割を検察官が担うようになると、刑事被告人が報復目的から検察官に対して損害賠償請求訴訟を提起する頻度が高まることが予想されたため、根拠のない嫌がらせのための訴訟から検察官を保護し、検察官の判断の独立性を維持する必要が生じ、検察官による訴追に関して絶対的免責が認められるようになった。Imbler v. Pachtman<sup>1)</sup>において、当裁判所が検察官による訴追についての免責付与の当否という争点を扱った際、1871年時点でコモンロー裁判所が訴追者に対して認めていた免責の範囲を単純に適用するのでは

1) Imbler v. Pachtman, 424 U. S. 409 (1976).

なかった。当裁判所は、1871年以降の事例で、検察官に広範な免責を与えてきた判断を重視している。1983条に基づく損害賠償請求は、以前は不法行為には当たらないとされていた憲法違反・法律違反までも含むという点では対象範囲が広いが、州法上の権限行使として不法行為をなした者に対してのみ適用されるという点では、より範囲が狭い。したがって、1983条訴訟における不法行為の成立範囲及び適用可能な絶対的免責の範囲もコモンローとは異なる点がある。

コモンロー上、公判での証人が、裁判官関与と手続でなした供述について完全な免責が認められていたのは、口頭または文書による名誉毀損 (slander and libel) を理由とする損害賠償請求に対してのみであったというように、絶対的免責が付与される範囲は限定されていた。しかし、*Briscoe v. LaHue*<sup>2)</sup>において、当裁判所は、1983条に基づいて訴えを提起された公判証人の免責の範囲はコモンロー上の免責の範囲よりも広く、その証言に対してなされる損害賠償請求に対してはその種類内容を問わず、絶対的免責を有すると判示した。そして証人への絶対的免責がなければ、証人は証言をためらい、たとえ証言したとしても、その後責任を負わされる可能性のあることを恐れ、将来自身を相手に訴えを提起する可能性のある者にとって有利になるよう証言を変える可能性もあり、公判における真実探求の過程が損なわれることになるというのが当裁判所の判断である。

公判証人への絶対的免責を正当化する事由は、大陪審の証人へも同様にあてはまる。公判でも大陪審でも、報復的な訴訟を証人が恐れると、裁判所が決定的証拠を失う結果をもたらしかねない。加えて、どちらの場面でも、偽証を防ぐために損害賠償という非刑事の責任を問われる可能性による抑止が必要なわけではない。*Briscoe* において当裁判所は、偽証罪での刑事訴追という制裁が十分な抑止となるため、非刑事責任を負わされる可能性は、公判での虚偽の証言を抑止するためには必要ではないとの結論を示した。大陪審での偽証は、公判での偽証と同様に重大犯罪であるため、

---

2) *Briscoe v. LaHue*, 460 U. S. 325 (1983).

非刑事の責任を問うとの抑止方法が、大陪審での偽証を防ぐ際に何らかの効果を有すると考える根拠はない。

免責を与える趣旨からは、証人が法執行官である場合と素人である場合とを区別する理由はない。Briscoe で当裁判所は、警察官と素人の両者を区別すべきとの主張を却けており、さらに、素人が証人の場合には当てはまらないが、警察官が証人の場合には絶対的免責を付すべき理由があることも認めている。

第一は、警察官は毎年非常に多くの証言をするのであり、被告人が有罪判決を下されたことに対する憤りから損害賠償を求める訴えを提起することも頻繁になされる。警察官が自身の証言への損害賠償請求に対して日常的に釈明をせざるを得ないとすると、警察官の活力や注意は、刑事法を執行する義務を果たすことから逸らされることとなる。

第二に、上訴手続きや付随的救済手続において被告人が無罪になることで、証人となった警察官が損害賠償責任を負うということになれば、このことが上訴や付随的救済手続での裁判所の判断に影響を与えるおそれがある。加えて、警察官が証人になった場合には、失職やその他雇用上の制裁など、素人が証人となった場合には適用されない要因もある。

以上の理由によって、我われは、大陪審における証人も公判における証人と同様、証言に対する1983条上の一切の訴訟からも絶対的に免責されると結論付ける。加えて、Court of Appeals が判示したように、このルールの下では、大陪審の証人が偽証を共謀したと主張したり、その他の1983条に基づく損害賠償請求を支える証拠として当該証人の証言を使用することは許されない。そうしなければ、絶対的免責で保護される証言の準備行為に対する損害賠償請求ができることになり、大陪審での証言に対して絶対的免責を認めた目的が簡単に損なわれてしまうからである。

申請人の主たる主張は、当裁判所の先例、主として *Malley v. Briggs*<sup>3)</sup> と *Kalina v. Fletcher*<sup>4)</sup> によって、告発証人 (complaining witness)

3) *Malley v. Briggs*, 475 U. S. 335 (1986).

4) *Kalina v. Fletcher*, 522 U. S. 118 (1997).

が絶対的免責によって保護されないことが確立しているというものである。これらの事例においては、逮捕令状の申請を支えるための宣誓供述書を提出した法執行官は、告発証人の機能を果たしていたことを理由に絶対的免責が認められなかった。申請人は、これらの先例に依拠して、一定の大陪審での証人は告発証人に当たり、したがって、絶対的免責が与えられないと主張している。

しかし、本来「告発証人」という文言は、逮捕を促し、刑事訴追を開始した当事者のことを指すために用いられたのであり、実際に告発証人が証言を行うことはなかった。確かに、19世紀中ごろの告発証人は、大陪審や公判において証言した可能性はあるが、証言をすることは告発証人に必須とされる特徴ではなく、大陪審であれ公判であれ、証言をすることは、その特徴的な機能ではなかった。

大陪審で証言をすることによって、法執行官が逮捕令状の請求という役割を担うわけでもなく、また、訴追の着手に関する重要な判断を行うわけでもないので、大陪審で証言をする法執行官が告発証人に該当しないことは明らかである。捜査を行い、またはそれを監督した警察官は、大陪審手続における重要な証人としての役割を担うことも、大陪審起訴状の回付を望むこともおおいにあり得ることではあるが、コモンロー上での告発証人とは異なり、刑事告発の判断を行っているのではない。

大陪審に事案を提出する判断に責任を負うのは大抵検察官であり、さらに、多くの法域では、大陪審起訴状が回付された場合であっても、検察官が大陪審起訴状に署名をしない限りは、訴追は開始されない。それゆえに、大陪審で証言を行う警察官に対して、悪意による不当な起訴をさせたことを理由に訴訟の提起を認めると、訴追判断に責任を負う検察官は絶対的免責により保護されるのに、警察官は保護されないというおかしなことになってしまう。

申請人は、公判における証人は反対尋問に晒されるが、大陪審手続ではこれがないので、損害賠償責任を認めて偽証を抑止することが一層必要であると主張する。このような主張は、大陪審において非常に重要な証人

が、公判においても再度証言を行うことになる蓋然性が高く、公判での証言時に反対尋問に晒されるという事実を見落としたものである。しかし、いずれにせよ、申請人の主張は、大陪審の証人に損害賠償責任を負わせることを許容することで大陪審の密行性を破壊することになるため、正当とはいえない。大陪審制度がうまく機能するか否かは大陪審手続における密行性次第であるが、大陪審の証人に対する1983条による損害賠償請求訴訟を許容してしまうと、大陪審手続に必要なこの密行性が損なわれる。大陪審の証人の証言が損害賠償請求の根拠や証拠となり得るということになると、1983条訴訟の原告は、大陪審手続の調書の開示を要求することになり、それにより大陪審の証人の身元を特定することが可能となる。暴力団などが関係している事件では、これにより、大陪審で被告人に不利な証言をした証人に対する報復の危険が生じるなどして、大陪審手続の根拠を揺るがしかねない事態となる。

最後に、大陪審の証人に絶対的免責を許容しても、大陪審制度を利用している州とそうでない州との間にはさほどの差異は生じない。重罪の訴追の開始を大陪審起訴によらない検察官起訴によることを許容している州において、大陪審における証人と最も類似しているのは予備審問の証人であるが、下級裁判所では、予備審問における証人は、大陪審における証人と同様の免責で保護されると判示されている。

以上の理由により、当法廷は、大陪審の証人には、公判における証人と同様、絶対的免責が付与されると判示する。第11巡回区 Court of Appeals の判断を確認する。

## 《解説》

1 . 42 U. S. C. §1983 に基づく訴訟とその免責に関する先例

合衆国法典42編1983条<sup>5)</sup>は、州法上の権限行使の一環として「合衆国の

---

5) 42 U. S. C. §1983 provides that "Every person who, under color of any statute, ordinance, regulation, custom, or usage, of any State or Territory or the District of Columbia, subjects, or causes to be subjected, any citizen of the United States

憲法と法により保障されている権利、特権、免責」を侵害した者は、侵害を受けた者に対してその責めを負う旨を規定する。これは、州公務員の不法行為により損害を被った者に連邦裁判所での救済を受けさせることを目的とし、基本権法(Civil Right Act)の一部として制定されたものである<sup>6)</sup>。とはいえ、救済を目的としてあらゆる場合に非刑事の責任を公務員に課すと、政府官憲は「独立して結果を恐れずに業務執行する」<sup>7)</sup>ことができなくなるため、従来の通常の不法行為法及びコモンロー上の免責が当然には排斥されず、基本権法と不法行為法上の免責に関する一般原則との調和が求められる<sup>8)</sup>。そこで、政府の如何なる機能に絶対的免責<sup>9)</sup>を認めるべきかが問題とされてきた。

現在の免責制度のもととなっている裁判官免責法理は、裁判官の独立をその目的としてイギリスのコモンロー上確立された<sup>10)</sup>。その後、同様の法理が合衆国においても確認されたのが *Bradley v. Fisher*<sup>11)</sup>においてであった。*Bradley* は、合衆国におけるコモンロー上の不法行為訴訟の免責を確

---

or other person within the jurisdiction there of to the deprivation of any rights, privileges, or immunities secured by the Constitution and laws, shall be liable to the party injured in an action at law, suit in equity, or other proper proceeding for redress.”

6) 田村泰俊「違憲行為を構成する不法行為訴訟と連邦裁判所管轄権不行使の法理 合衆国法典四二編一九八三条と州の刑事手続から非刑事手続への拡張」法学新報第101巻第1・2号25, 26頁。

7) *Pierson v. Ray*, 386 U. S. 547 (1967).

8) *Imbler v. Pachtman*, 424 U. S. 409, 418 (1976).

9) 絶対的免責とは、公務員に故意等が認められる場合であっても、非刑事上の責任から完全に免除されることを意味するものである。一方、そうではなく、公務員に合理的な理由がある場合にのみ認められる免責が制限的免責とされる。田村泰俊「公務員に対する損害賠償の請求と実体的デュー・プロセス 刑事手続における合衆国法典四二巻一九八三条と訴追と報告の考察」法学新報第98巻第3・4号60頁; Bryan A. Garner et al., *Black's Law Dictionary* (7th edition), at 752-753.

10) 田村泰俊『公務員不法行為責任の研究』334頁以下(信山社, 1995年)。

11) *Bradley v. Fisher*, 80 U. S. 355 (1987).



認した判断であったが、かかる法理が合衆国法典42編1983条による損害賠償請求訴訟においても同様に適用される旨を判示したのが *Pierson v. Ray*<sup>12)</sup>である<sup>13)</sup>。

とはいえ、1983条訴訟の免責法理は、人や職位の保護ではなく、裁判過程の適正な運用が目的とされるため<sup>14)</sup>、例えば、裁判官が司法行政に関与してなした行為には、制限的免責が付与されるに留まる<sup>15)</sup>。このような基準が、いわゆる機能的アプローチ (functional approach) と称されるものである。すなわち、免責が付与され得る政府の機能が否かを判断するに当たり、政府の機能の中で、歴史上、極めて重要ではあるが訴訟を用いての干渉に対して著しく脆弱であると認められ、それらの機能が独立して結果を恐れずに果たされることを保証するため、非刑事上の責任から何らかの形で絶対的に免責されることが必要であるとされる機能を特定する基準である。

機能的アプローチに基づくと、裁判官以外の官憲も絶対的免責を享受し得る場合もある。この点を確認したのが、*Imbler v. Pachtman*<sup>16)</sup>である。*Imbler* では、検察官が、証人の虚偽の証言を用い、被告人に有利な証拠を隠匿した上で公判請求を為したとして、1983条に基づく不法行為訴訟が提起された。合衆国最高裁判所は、機能的アプローチに基づき、免責の対象となる行為が裁判官関与と密接に関連性を有する必要があることを前提に<sup>17)</sup>、検察官の訴追裁量に基づく行為が絶対的に免責される旨判断

12) *Pierson v. Ray*, 386 U. S. 547 (1967).

13) 合衆国最高裁判所が免責法理を確認したのは、当時の社会的情勢を考慮したものとされる。裁判官が積極的に社会生活に介入せざるを得ない事情があり、その結果、裁判官が1983条を根拠に損害賠償を請求される事例が増加したためとされる。詳細は、田村泰俊註10, 337頁以下を参照。

14) *Donovan v. Reinbold*, 433 F. 2d 738, 743 (9th Cir. 1970).

15) *Forrester v. White*, 484 U. S. 219 (1988). 例えば、裁判官が司法行政に関与した行為をなした場合には、制限的免責を享受するに留まる。

16) *Imbler v. Pachtman*, supra note 8.

17) *Id.*, at 430. 検察官が、例えば、捜査、行政といった活動を行う場合には、刑

し、裁判官以外の行為にも絶対的免責を拡大した。この際、法廷意見は、裁判の敗訴者による蒸し返しにより不必要な訴訟に晒されるおそれを回避すべきとの、公序による要請 (public order) があること、及び、非刑事 (Civil) の損害賠償請求訴訟以外に不法行為を抑制・責任追及する手続きがあることをその要件として免責を許容した<sup>18)</sup>。

次いで、公判における証人にも絶対的免責が付与されることを確認したのが、本件法廷意見がその大部分を依拠した、*Briscoe v. LaHue*<sup>19)</sup>である。*Briscoe* は、公判では、証人への絶対的免責無しには真実探求の過程が損なわれることになるため、かかる懸念を払拭すべきとの公序による要請があること、及び、偽証罪での訴追という制裁が準備されていることを指摘している。これは、上述 *Imbler* で示された要件を用いていること、及び、公判証人による証言がそれらを充たすことを意味し、したがって、伝統的機能的アプローチに基づき、公判証人が絶対的に免責されるとの結論が導かれた。

これらに対して、機能的アプローチに基づいて、絶対的免責が相当しないとされた機能もある。*Malley v. Briggs*<sup>20)</sup>では、警察官が、悪意で、相当理由の欠ける告発状を作成し、逮捕令状請求を支える資料として提出した。この行為が免責されない理由として、第一に、制限的免責が認められることで、違法性の認識のあった場合や無資格の場合を除いて、警察官の令状請求行為は十分に保護されるため、公序による理由付けが認められない。次いで、検察官の訴追裁量行使と比べ、警察の行為は、裁判官関与と手続との関係性が薄いことが挙げられた。

---

事手続上裁判官関与と手続と密接には関連しないことから、1983条に基づく訴訟の対象とされる。

18) *Id.* 「被告人の不満を検察官の責任に転嫁し、刑事法の執行という重要な職務から検察官の関心を逸らしエネルギーを消耗させてしまうことになると、適切な刑事法の運用をしようという検察官の意思をくじいてしまう。さらに、検察官の行為には別に規律する方法もある」と判示している。

19) *Briscoe v. LaHue*, *supra* note 2.

20) *Malley v. Briggs*, *supra* note 3.

## 2. 告発証人 (complaining witness) について

ところで、本件に関してサーシオレイライが認容されたのは、大陪審での証人が、いわゆる告発証人に当たる場合に、その証言について絶対的免責を与えるべきか否かという判断の対立が、Court of Appeals 間にあったためである。

Court of Appeals では、絶対的免責を認めた *Mastroianni v. Bowers*<sup>21)</sup> と、免責付与を否定した *Harris v. Rodderick*<sup>22)</sup>、及び、*White v. Frank*<sup>23)</sup> との対立構造が認められる。両者が、被疑者の犯罪事実を証明する証言を大陪審でなした者が告発証人に該当するとの前提に立ちながら、判断が別れたのは、*Briscoe v. LaHue* を適用して絶対的免責を付与すべきか、それとも、これに告発証人の例外を認めるべきか否かという点であった。

しかしながら、合衆国最高裁判所はこれらのいずれの見解も支持しなかった。法廷意見の理解によると、告発証人とは、宣誓供述書等を用いて被疑者・被告人の犯罪事実を証明する証言を行った者ではなく、逮捕をさせ実質的に刑事訴追を開始した者のことを指す。そして、大陪審での証人は、たとえ被疑者に不利な証言をした者であっても、それはコモンロー上の告発証人には該当せず、ゆえに、それらがコモンロー上で絶対的免責を否定されていたからといって、本件のような大陪審の証人に絶対的免責を否定する理由にはならない、ということである。したがって、そもそも Court of Appeals 間の対立は、告発証人に関する誤解に起因するものであったといえよう。

## 3. 本判断について

以上のことを踏まえて、改めて従来から採られている機能的アプローチに従って本件をみると、大陪審の証人の証言については、「証人が報復的な訴訟を恐れなければならない」ことを防ぐべき公序による要請がある。

21) *Mastroianni v. Bowers*, 173 F. 3d 1363 (11th Cir. 1999).

22) *Harris v. Rodderick*, 126 F. 3d 1189, 1199 (9th Cir. 1997).

23) *White v. Frank*, 855 F. 2d 956 (2d Cir. 1988).

また、「裁判所が決定的証拠を失う結果をもたらしかねない」という点も認められる。そして「大陪審での偽証が、公判での偽証と同様の重大犯罪である」とされていることから、損害賠償責任を課すこと以外の偽証の抑止手段も存在もする。したがって、大陪審における証人は、機能的アプローチに従えば、公判での証人と同様に扱うべきものとなり、本件の法廷意見が、絶対的免責が付与されるとの結論に至ったのは、至極当然のことであるように思われる。

また、大陪審手続は一方当事者による密行手続であり、公判と比較すると、証人に対する反対尋問が行われないなど、偽証防止策は少ないようにも思われるが、この点、本件の法廷意見は、偽証罪による制裁が、偽証の抑止策として十分であると考えている。加えて、密行性が大陪審の主たる特徴・利点となっていることは周知の通りであって、大陪審の証人について損害賠償責任を追求される対象となることを認めると、かかる密行性は失われ、「大陪審手続の根底を揺るがしかねない」事態が生ずることは法廷意見が指摘する通りである。このような危険性を冒してまで、大陪審の証人に対して絶対的免責を否定し、偽証を防止する必要があるとするのは、妥当とはいえないとの判断が示されたといえる。

#### 4. 本判断の意義

本件は、大陪審における証人の証言に対して絶対的免責を付与すべきか否かという、合衆国最高裁判所がこれまで判断を示していなかった争点について、同裁判所が初めて判断したものである。用いられた判断手法は、伝統的な機能的アプローチであり、新たな判例理論が提示されたわけではない。しかし、この争点については、告発証人の意義についての誤解に起因して Court of Appeals 間で判断の対立があったため、この点に関して合衆国最高裁判所が連邦法解釈の統一を図った、という意義が認められる。